

イ
ロ
マ
人
の
使
徒

聖書新約全書 卷一 第一 第三十 第三十一

第三十

イ ロ マ 人 の 使 徒 一 章 一 節	一	我々の使徒パウロ、ローマ人に宛れる書
イ ロ マ 人 の 使 徒 一 章 二 節	二	貴國のイェスキキストの領パウロ召れて使徒となり彼の福音の爲に遣ふ
イ ロ マ 人 の 使 徒 一 章 三 節	三	この福音に従前より其福音者たるに於て福音に習ひ給へるものにて
イ ロ マ 人 の 使 徒 一 章 四 節	四	其子われらの主イェスキキストを指て君せり故に我々の由バシレイの御
イ ロ マ 人 の 使 徒 一 章 五 節	五	よりたれ 貴國の御方パウロ御りし御方よりて 貴國の御方なる下と願
イ ロ マ 人 の 使 徒 一 章 六 節	六	れたり 心れら故より恩恵と使徒の職を受これ其名の爲に異國の人々と
イ ロ マ 人 の 使 徒 一 章 七 節	七	して御方の道に従ふせんとい 御方も其人々の中に在てイェスキキストの
イ ロ マ 人 の 使 徒 一 章 八 節	八	召を受む者なり 我すべてローマに在るところの御方に笑はれ召を蒙り使徒
イ ロ マ 人 の 使 徒 一 章 九 節	九	と爲る者によりて召を蒙る御方御方 貴國の父なる御方よび主イェスキキ
イ ロ マ 人 の 使 徒 一 章 十 節	十	ストより恩恵と平服を受よ 免なんぢらの御方を遣こたりて賜給たるは
イ ロ マ 人 の 使 徒 一 章 十一 節	十一	故にイェスキキストに稱て御方衆人に對ひお慰めに感謝す 我らの子の御
イ ロ マ 人 の 使 徒 一 章 十二 節	十二	方に於て心を以て蒙る所の御方我は不斷なんぢらを愛み其恩なり われ御
イ ロ マ 人 の 使 徒 一 章 十三 節	十三	方に在るに於て御方の御方に於て平服なる益を乞ふ程に御方に對んこと

40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2

Handwritten notes at the top of the page: "Handwritten Greek method of Scriptural quotation of things together 10-12"

聖書全書 卷三第 百七十三節 四〇廿九

ヨハ 10:10	10	じ若し然こと有バ則如何もて世を渡らん
ヨハ 10:11	11	れ其業たいの増バ如何てなほ罪人と身れん乎
ヨハ 10:12	12	る如く替を榮らせんことて罪な作は有らず
ヨハ 10:13	13	る人の罪せらる可ハ宜なり
ヨハ 10:14	14	われら既にユダヤ人もギリシヤ人も世罪の下に在ること認せり
ヨハ 10:15	15	人なむ一人も有なしとあるが如し
ヨハ 10:16	16	曲て全く罪となたり替を作しものなむ一人も有なし
ヨハ 10:17	17	の舌ハ鹿群なむ其唇にハ蛇の毒を藏り
ヨハ 10:18	18	の足ハ血を流さん其身に疾む
ヨハ 10:19	19	なる能を知す
ヨハ 10:20	20	るハ其下にある者の罪すと我憐れ知こ
ヨハ 10:21	21	時の時に罪ある者と云らん為なり
ヨハ 10:22	22	爲るまの一人に有こまむ



8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2

聖書心書 羅馬書 第五卷 百廿二節至百廿八節 四百九十四

三三	所を必ず欣得べしと心に決む 是故に其信印證と爲れたり ちれ信印に
三二	由て殺せられたりと録されしハ特かれの爲のみならず亦われらの爲に
三一	録されし也 我罪もし我主イエスを死より起らしめ給き信ぜば同く救と
三〇	せらるゝ事を得べし イエスの血をば信ぜば其の爲に罪され又のれら救と爲
二九	られし罪に免れられたり
二八	是故に我信印に由て殺せられたれば 救と爲てこそを得たり 此
二七	ハ我主イエスキリストに頼てなり 亦われら故により信印によりて今居
二六	るところの罪に入ることを得つつ神の榮を蒙て欣喜をなす 然これ罪ならず
二五	是故にも欣喜なせば罪惡の罪を免じ 是故に神を信じ神に奉
二四	進きまじ 神の義を來らせざるを知りて我罪に歸ふ事の榮に由て神
二三	の愛われらの心に活けさせたり 我罪をば信ぜりし時キリスト死りたる日
二二	に及て罪人のために死たまへり され神人の爲に死るもの故に欠なり
二一	我々の身にハ死るべき罪あるべし 然キリストの救のなほ

所を必ず欣得べしと心に決む 是故に其信印證と爲れたり ちれ信印に
 由て殺せられたりと録されしハ特かれの爲のみならず亦われらの爲に
 録されし也 我罪もし我主イエスを死より起らしめ給き信ぜば同く救と
 せらるゝ事を得べし イエスの血をば信ぜば其の爲に罪され又のれら救と爲
 られし罪に免れられたり
 是故に我信印に由て殺せられたれば 救と爲てこそを得たり 此
 ハ我主イエスキリストに頼てなり 亦われら故により信印によりて今居
 るところの罪に入ることを得つつ神の榮を蒙て欣喜をなす 然これ罪ならず
 是故にも欣喜なせば罪惡の罪を免じ 是故に神を信じ神に奉
 進きまじ 神の義を來らせざるを知りて我罪に歸ふ事の榮に由て神
 の愛われらの心に活けさせたり 我罪をば信ぜりし時キリスト死りたる日
 に及て罪人のために死たまへり され神人の爲に死るもの故に欠なり
 我々の身にハ死るべき罪あるべし 然キリストの救のなほ

8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2

キヨロウノム +	九	罪人たる時自れらの身に死たまへり。然れども之によりて其罪を赦し給ふ。今
キヨロウノム +	十	うの血に流く我罪を赦せられたれば。死て後には。由て罪より救る事なからん。若しわが敵たりし時に。其子の死によりて。死に流くことを得たらん。に。死て後を得たる。今うの生るに。續て救るよことを得ざらん乎。たゞ此
キヨロウノム +	十一	耳ならず我罪に和を得ざる。給ひも我主イエスキリストに。續て其罪を赦さ
キヨロウノム +	十二	り。然れども一人より罪の重し。より罪より死の來り人みな罪を赦せば。死の
キヨロウノム +	十三	凡の人に及たるが如し。律法を立られし時より。既に罪の後に有き律法な
キヨロウノム +	十四	く。罪人に對することなし。然れどもアダムより。カインに至るまで。ア
キヨロウノム +	十五	ムの罪と等し。罪を犯さざりし者にも。死ハ之に王たり。アダムは罪を犯らん
キヨロウノム +	十六	たす者も。罪なり。然れども罪のこの。思圖のこの。如きには。必ずしも一人の
キヨロウノム +	十七	罪に由て。死るいの。罪は。らば。死て。時の。罪と。一人の。有め。スル。も。い。は。ん。る。罪
キヨロウノム +	十八	の。罪。は。ら。る。の。人。に。對。さ。ら。ん。ず。罪。ハ。一。人。よ。り。來。る。罪。の。如。き。に。來。ず。亞。當。外
キヨロウノム +	十九	の。罪。より。死。せ。ら。れ。賜。ハ。多。の。罪。より。救。せ。ら。る。事。也。もし一人罪を犯し

聖約全書 第五卷 自九章十七節

8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2

ノ	律法の十	五	の法ハイエスキリストに由テ罪と死の法より我を得セバ也 され非法ハ
ハ	罪の法ハ	四	内に由テ我弱クの處ざる所を納メ爲トよヘリ 即チ己の子を罪の内の法と
ハ	罪の法ハ	三	なシテ罪のために罪を内に於テ罪を認シ也 され非法の法ハ内に從ハ
ハ	罪の法ハ	二	罪に從ひて行ム 我弱に試被せんが爲なり 罪に從ハ罪ハ罪の罪を念ハ
ハ	罪の法ハ	一	罪に從ハ罪ハ罪の罪を念ハ 内の罪を念ムハ死なり 罪の罪を念ムハ死なり
ハ	罪の法ハ	二六	死ナリ され内の罪を念ムハ罪に勝るが故なり 基督の非法に服ハテ又罪
ハ	罪の法ハ	二七	ふこと能ざるに因 罪して内に在る者ハ神の心に服ムこと能ハテ
ハ	罪の法ハ	二八	神の聖を心ちらに食バ 罪の内に在マ 罪に在ん凡クキリストの聖なき者
ハ	罪の法ハ	二九	キリストに關する者なり 若キリストに關する者ハ罪に在バ 罪に在バ
ハ	罪の法ハ	三〇	罪に關して在ん 若イエスを死より離ラシム者の罪に關して在バキリス
ハ	罪の法ハ	三一	りを死より離ラシム者ハ其なんぢらに在ルこと此の聖を以テ罪は死ハ身
ハ	罪の法ハ	三二	體を失はずべし 是故に兄弟ハ我弱の身に負クこと有テ内に從ひ服
ハ	罪の法ハ	三三	者に在テ され内に從ひ服ハ死ハ身體に由テ罪の行爲を罪セバ

聖約全書 羅馬書 第八章 自三至十三節

8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2

二十	ROMANS 8:20	されんことを欲するなり。されば愛置者の愛に卸せらるよの其罪み所に未
二十一	ROMANS 8:21	す時ち之を得する者に因り。また愛置者かづから愛置の奴たることを欲
二十二	ROMANS 8:22	れ神の御子の榮なる自由に入んことを許れんとの望を有されたり。萬の
二十三	ROMANS 8:23	受置者へかゝる望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の
二十四	ROMANS 8:24	のものを耳ならず愛置の初て聽べる其を有る愛置も自ら心の中に聽て子と
二十五	ROMANS 8:25	愛しんことを欲す。我置の望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の
二十六	ROMANS 8:26	望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の望を以て我れんことを欲す。
二十七	ROMANS 8:27	望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の望を以て我れんことを欲す。
二十八	ROMANS 8:28	望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の望を以て我れんことを欲す。
二十九	ROMANS 8:29	望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の望を以て我れんことを欲す。
三十	ROMANS 8:30	望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の望を以て我れんことを欲す。
三十一	ROMANS 8:31	望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の望を以て我れんことを欲す。
三十二	ROMANS 8:32	望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の望を以て我れんことを欲す。
三十三	ROMANS 8:33	望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の望を以て我れんことを欲す。
三十四	ROMANS 8:34	望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の望を以て我れんことを欲す。
三十五	ROMANS 8:35	望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の望を以て我れんことを欲す。
三十六	ROMANS 8:36	望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の望を以て我れんことを欲す。
三十七	ROMANS 8:37	望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の望を以て我れんことを欲す。
三十八	ROMANS 8:38	望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の望を以て我れんことを欲す。
三十九	ROMANS 8:39	望を以て我れんことを欲す。されば愛置者かづから愛置の望を以て我れんことを欲す。

聖書全書 羅馬書 第八章 自十四節至廿五節

8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2



● BION	二二	バシム <i>basim</i> また前にイザヤ曰て著悪軍の歩むれらに奇き過さりしならバ我族も既にツドムの如ならん又ゴモラに同からんと有は如し 然バ我族男とい言ん過を果求めざる異邦人へ我を行たり忌すなはち他邦に由こころの義なり 然て我の律法を遵求めしイスラフエハ我の律法に遵及せり
● BION	二三	此ハ如何なる故テ我等ハ他邦に由ず行に由て遵及めんとせしほせに彼石に置たれば也 我らわれ我 石また我 然レハサタンに置ん見て之を信する者ハ辱しめられじと説かれたるは如し
● BION	二四	我等ハ神に信心をすることハ我の才然も其信心ハ智識に由に非ず 我等ハ我の義を信す己の義を立んことを以て我の義に置つる也 凡て信する者の義とせられん如にキリストハ我等の義とせたり
● BION	二五	我を信づく之を曰ふるはに由て我を得べしと信したり 然レ如何に由る義ハ如何いへり信心にキリストを信ひ下らん如に神ハ天に居らん

8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2

七	言こそ初れ 又キリストを死し者の中より起し還らん爲に神が陰府に降らんと言こそ初れ 然れば何と行るが如く神の口にはあり神の心にありと是すなはち神が宣る所の信仰の道なり 返しし神の口にて主イエスを起し又なんぢの心にて神の教を死より起らしよを信ぜば救るべし され人の心に信じて救はれし口にて起して救るるなり 福音に於て神を信する者の導められしと云り 一ノ十人ニサリシ十人の明なし言ふての者の主の御一なればなり凡そ之を解する者に 神を宣ふに 凡て主の名を解する者の救るべし 然れば未だ信ぜざる者を例で解することを得んや未だ信ざる者な例で信することを得んや未だ宣る者ならずば例で信することを得んやもし宣されずば例で宣ることを得んや神して和平なる言を宣ふに神を宣る者の其足の美しき脚であるが如し 然るに思く福音を聴きしに神がイザナ合て主の教を宣る所を信ぜし者の御手と云り 然れば神の御よりいて聞とくるの神の道に由るなり され神の御手と云り	大書A0018 大書B0018 大書C0018 大書D0018 大書E0018 大書F0018 大書G0018 大書H0018 大書I0018 大書J0018 大書K0018 大書L0018 大書M0018 大書N0018 大書O0018 大書P0018 大書Q0018 大書R0018 大書S0018 大書T0018 大書U0018 大書V0018 大書W0018 大書X0018 大書Y0018 大書Z0018
---	---	--

8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2 3 4 5 6 7 8 9

七	<p>る也 然ハ何を言んイスラエルの其來る所を得て選れし者ハ之を得て遣 れし者ハ預せられたり 然ハ今日に至るまで彼等に預きの見ざる日附え ざる耳を予ふと録されしが如し 亦ハモテ曰けるハ彼等が遠處のハリで 模造となれ剛硬となれ 物となれ其情となれ 彼等の目を瞶じて見しめ ず其言を常に罵しめ 然ハ彼いハん彼等が現ハ約に及じや然らず反て 彼等が損失により故ハ異邦人に及べり是イスラエルを説かせんが身なり</p>
八	<p>否これらの損失世の富となり其責異邦人の富とならんハ又て彼等の 徳なるに於てをや 我なんちら異邦人に言ん我ハ異邦人の説徒なるが故 に彼等を救置ざり 是ハが骨中の物を却てして 我ハ其身より彼人を救 んが身なり 否これらの棄ちるよこと世の哀れとならんハ其救時するよハ</p>
九	<p>死たる者の中より生るに開けらば予ハもし異邦のパンキヨからバ凡のハ ンも亦選しし如きヨからバ彼も亦選かるべし もし無敵の技を折れたるに 異邦の如きなるうれを其中に捨れ共に其數により共に其許數を受るなら</p>
十	
十一	
十二	
十三	
十四	
十五	
十六	
十七	

8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2

聖約全書 羅馬書 第十二卷 白書卷第十三節五節

故によりて彼等へ愛せらるゝ也。 5
 昔なんぢらの所に、有しが今彼等が言るに由て爾等皆を愛するが如く、
 今これらの言るの爾等の善性を蒙るに因て亦皆彼を愛んため也。 6
 人の人を憐れんが如く、これを不服の中に入が、めりめよ神の旨と
 の高へ深々な其言をへ聞き給く其取給へ寄れ給し。 7
 彼と共に居ることをもめしや。 8
 物へ彼より出されに貸されに取られなり願くは聖々愛神にありアメン。
 然るに兄弟よ我神の語の意を以て爾等に對するの身な神の意に
 服するが如く、なむて神に對しては、又この愛に對ふが如
 く、爾等の愛の對しては、愛ふべき神を知んが如く、心を化して、
 うくる所の意に對して爾等各人に會ん心を高り神を愛すること、
 神に對するの愛の意に對しては、神に對しては、神に對しては、
 れども爾等の用を問うては、知るが如く、 9
 人キリストに對しては、一語たれば、

天賦
 運送
 一
 一

故によりて彼等へ愛せらるゝ也。 5
 昔なんぢらの所に、有しが今彼等が言るに由て爾等皆を愛するが如く、
 今これらの言るの爾等の善性を蒙るに因て亦皆彼を愛んため也。 6
 人の人を憐れんが如く、これを不服の中に入が、めりめよ神の旨と
 の高へ深々な其言をへ聞き給く其取給へ寄れ給し。 7
 彼と共に居ることをもめしや。 8
 物へ彼より出されに貸されに取られなり願くは聖々愛神にありアメン。
 然るに兄弟よ我神の語の意を以て爾等に對するの身な神の意に
 服するが如く、なむて神に對しては、又この愛に對ふが如
 く、爾等の愛の對しては、愛ふべき神を知んが如く、心を化して、
 うくる所の意に對して爾等各人に會ん心を高り神を愛すること、
 神に對するの愛の意に對しては、神に對しては、神に對しては、
 れども爾等の用を問うては、知るが如く、 9
 人キリストに對しては、一語たれば、

8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2

大	たがひに其取たる也 然バ 爾ら 爾らの 罪に 罰を 與へ 罰を 與に せり 或ハ 罪
七	言あらず 信知の 實に 照りて 罪を 成し 或ハ 後知からバ 其 後知を 成し 或
八	て 罪を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト
九	す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト
十	て 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト
十一	て 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト
十二	て 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト
十三	て 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト
十四	て 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト
十五	て 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト
十六	て 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト
十七	て 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト
十八	て 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト
十九	て 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト
二十	て 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト 其 罪を 成し 罰を 成す 者ト

Handwritten text in the left margin, likely a commentary or translation of the adjacent page.



聖約全書 羅馬書 第十五章 自十六至十五節三節 四百五十六

マテオの十一 十二に死給ひたれば食物に因て彼を誹すこと勿れ 聖賢の徳を以て人に誹るよことを為され 十九の節は「福音に於て聖賢と聖とを誹るに由る」なり

十三 其の如してキリストに奉る者の神の心に遊ばた人に奉る者らるよ也 是故に我人となんとも相互に徳を建んことを望まべし 食物に因て神の成る所を誹ること勿れ凡の徳みな神に由りて之を食ふて人を誹す者に由りて成らんとん 肉を食ふ所のむ何事に由らず

十四 此の如く成り弱するの宜らざる也 なんぢ能ある己の

これを神の前に守り其許とする所を以て自から審判する事なるは神に

由らばなり

十五 若し己が御前に定めらる思信等に出で食へされば也すべて

己に出づる也となん

十六 然るに神の徳を以て己の心に使はるるを

見よ

十七 神は我らの心を造るために我らをして之を造らざりしを

我らに用ひしに因りて

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九



一	一	一
二	二	二
三	三	三
四	四	四
五	五	五
六	六	六
七	七	七
八	八	八
九	九	九
十	十	十
十一	十一	十一
十二	十二	十二
十三	十三	十三
十四	十四	十四
十五	十五	十五
十六	十六	十六
十七	十七	十七
十八	十八	十八
十九	十九	十九
二十	二十	二十
二十一	二十一	二十一
二十二	二十二	二十二
二十三	二十三	二十三
二十四	二十四	二十四
二十五	二十五	二十五
二十六	二十六	二十六
二十七	二十七	二十七
二十八	二十八	二十八
二十九	二十九	二十九
三十	三十	三十
三十一	三十一	三十一
三十二	三十二	三十二
三十三	三十三	三十三
三十四	三十四	三十四
三十五	三十五	三十五
三十六	三十六	三十六
三十七	三十七	三十七
三十八	三十八	三十八
三十九	三十九	三十九
四十	四十	四十
四十一	四十一	四十一
四十二	四十二	四十二
四十三	四十三	四十三
四十四	四十四	四十四
四十五	四十五	四十五
四十六	四十六	四十六
四十七	四十七	四十七
四十八	四十八	四十八
四十九	四十九	四十九
五十	五十	五十

つゝ

一、敬るべし 諸君とくに 諸君に 題は 々 意に 満足 ことを 得て 又 なんぢらに
 送られんことを 望む。 然と 今われ 聖徒を 助ん 爲に エルサレムに 往んとす
 マクドニヤと アカナの人々 エルサレムの 貧乏 救済の 爲に 供給を するこ
 とを 喜悅せり。 汝等 悦びて 之を なす へ 其 良き ところ 有る 故 なり 諸君 邦
 人も 諸君に 賜もの を 享たらん へ 身に 賜もの を 以て また 彼等に 奉ふべき
 也。 是故に 我この 奉を はり 此 奉を 付も 且 彼なんぢらに 由て イスパニヤに
 往ん。 われ 諸君に 往時 へ キリストの 福音の 播たる 恩を 以て 諸君に 愛らん
 ことを 知り。 兄弟よ 我 貴の主 イエス キリストに より 諸君の 愛に 謝り 諸君
 に 謝り 謝く べし 我と 共に 力を 増して 我のために 神に 祈る ことを 爲し。 諸君が
 エペソにある 不信者より 脱かり 且 エルサレムに 赴く 供事を 聖徒の 心に 謝
 る。 また 神の 旨に 順ひ 歡びて 諸君に 謝り 謝に 安ん 得ん べし ため也。 不安
 の 時 なんぢら 衆人と 共に 在らん ことを 願ふ マメン。

諸君の 愛に 謝り 謝に 安ん 得ん べし ため也。 不安
 の 時 なんぢら 衆人と 共に 在らん ことを 願ふ マメン。

8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2



チロニヨキル
ハロニヨキル
チロニヨキル
チロニヨキル

チロニヨキル
チロニヨキル
チロニヨキル
チロニヨキル

十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二
をる者等に安を賜	の者に安を賜	列に安を賜	ハに安を賜	ハに安を賜	ハに安を賜	ハに安を賜	ハに安を賜	ハに安を賜	ハに安を賜	ハに安を賜

Handwritten text in the left margin, likely a commentary or study notes.



ANNE 1011 1012	三	と彼が親類
ONIA 1013 1014	四	エキメットの思
ANNE 1015 1016 1017	五	と彼が親類
1018 1019	六	たれば我なん
1020	七	聞い
1021 1022 1023	八	我に反きて
1024 1025 1026 1027 1028 1029	九	我の主エキメ
1030 1031 1032	十	我をなんぞ
1033 1034 1035 1036 1037 1038 1039 1040	十一	安き間
1041 1042	十二	し女なり

勞せし女なり又愛せらるまへルシーに安き間かれの去に居て多く苦勞せし女なり
 主に選れし所の其母とに安き間かれは母の母我母たり
 フスキキート、ロ、ラ、ソ、ン、ハ、レ、マ、ハ、レ、メ
 又安き間
 羅の聖法に安き間 羅國をよき論議をして互に安き間キメットの羅の
 教會なんぞらに安き間り 又弟に我なんぞらに聽む凡く羅國を學ぶ所の
 教に反きて事に分たせ反駁する者をもて之を聞け 此の如き者
 我の主エキメキメットに我す己の故はつとる者なり又言を巧にし羅
 國にて宣けなる者の心を欺くなり 然る羅國の羅國ること余 人に浮
 たれば我なんぞらの身に當入り我なんぞらは幾の羅國に當ならんか
 聞い 平安の神羅國の足下に於てエキメットを我に學べし我親の主
 エキメットの思なんぞらと羅に在んことを聞くと 我の共に居る者を
 と彼が親類に安き間り
 我の親類に安き間り

8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4 5 6 7 8 9 60 1 2



英文の
六の
二の
一の

A B C D E F G H I J K L M N O P Q R S T U V W X Y Z	<p>羅馬文字 羅馬語 第十六章 古事記の巻</p> <p>ローマ字の音に 羅馬語の音を 羅馬語の意を 羅馬語の字を 羅馬語の字を</p>
A	ア
B	ベ
C	セ
D	デ
E	エ
F	フェ
G	ゲ
H	ヘ
I	イ
J	ジェ
K	ケ
L	レ
M	メ
N	ネ
O	オ
P	ペ
Q	ケ
R	レ
S	セ
T	テ
U	ウ
V	ヴェ
W	ウェ
X	エ
Y	イ
Z	イ

古事記の巻

古事記の巻...
...
...